

議案第41号

阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年6月18日提出

議会運営委員会委員長 牟 田 学

提案理由

市民課が所掌する事務のうち国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項について、産業厚生委員会で所管することとするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

阿久根市議会委員会条例の一部を改正する条例

阿久根市議会委員会条例（昭和38年阿久根市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市民課」の次に「（国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項を除く。）」を加える。

第2条第2項第2号中「税務課（国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料に関する事項に限る。）」の次に「、市民課（国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事項に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。